

補助対象となる薬剤使用量に対する補助金額の算定について

農薬の使用量には面積に応じた上限を設定しており、助成対象となる使用量は、その上限と実際の使用量のいずれか少ない方とします。

助成金額は、この助成対象使用量を基に算出した額となります。

<算出例 1 モモ園：20a>

散布実績 薬剤：テッパン液剤 2,000 倍、散布量：1,000 リットル

購入実績 薬剤：テッパン液剤 500ml、購入数：1 本

➡ 散布量が面積上限の範囲内であり、購入数も 1 本であるため、購入した 1 本（500mL）の全量が補助対象となります。

<算出例 2 モモ園：30a>

散布実績 薬剤：テッパン液剤 2,000 倍、散布量：1,500 リットル

購入実績 薬剤：テッパン液剤 500ml、購入数：2 本

➡ 面積上限に基づく補助対象量は 750mL となるため、購入した 2 本のうち 1.5 本分（750mL）が補助対象となります。

<算出例 3 モモ園：30a>

散布実績 薬剤：テッパン液剤 2,000 倍、散布量：1,000 リットル

購入実績 薬剤：テッパン液剤 500ml、購入数：1 本

➡ 面積上限の範囲内で、購入実績が 1 本であるため、購入した 1 本（500mL）が補助対象となります。

注意事項

- ・ 補助対象となる薬剤の使用量の上限は、10a 当たり散布量 500L を基準として算定します。
- ・ 薬剤の補助対象数量は、①面積に応じた上限使用量、②実際の使用量のうち、最も少ない数量とします。
- ・ 本則課税事業者については、消費税額を除いた購入価格（税抜価格）を対象として補助金額を算定します。